

死亡したとき

被保険者が死亡したときは、扶養されていた遺族に「埋葬料」が支給されます。また、被扶養者である家族が死亡したときには、被保険者に「家族埋葬料」が支給されます。



被保険者 本人が死亡したとき

本人によって扶養されていた遺族に「埋葬料」が支給されます。

受けられる
給付

埋葬料

■支給される額

50,000 円

家族や身近な人がいない場合は、実際に埋葬を行った人に、埋葬料の支給額の範囲内で、埋葬にかかった実費が、「埋葬費」として支給されます。

業務上の事故が原因のとき

業務上あるいは通勤途中の事故などが原因で死亡したときは、労災保険の「葬祭料」が支給されます。ただし、平成 25 年 10 月より、労災保険の給付対象とならない場合は健康保険の扱いとなります。

Q & A

Q 埋葬料の支給を受けられる「本人によって扶養されていた遺族」とは、被扶養者のことですか？



A 被扶養者とは限りません。本人の死亡当時、その収入によって生計が一部でも維持されていた人であれば、同一世帯に属していないても、親族関係がなくても支給対象となります。

Q 埋葬料の支給にあたり、死亡の原因是問われますか？



A 業務上および通勤途中以外であれば、死因は問われません。

被扶養者である 家族が死亡したとき

被保険者本人に「家族埋葬料」が支給されます。

受けられる
給付

家族埋葬料

■支給される額

50,000 円